

救急用自動車積載メインストレッチャー保守点検整備仕様書

1 概要

この仕様書は、令和8年度に京都市消防局（以下「当局」という。）において使用する救急用自動車積載メインストレッチャー（ファーン社製）保守点検整備（以下「点検整備」という。）の仕様について定めるものである。

2 一般事項

- (1) 点検整備は、メインストレッチャーの点検整備について所定の講習を受けた技能者を従事させること。
- (2) 契約後、速やかに当局職員と細部について打合せを行い、次の書類を提出すること。
 - ア 工程表
 - イ 保守点検表

3 整備

- (1) ストレッチャー（モデル4155）及びアンダーキャリッジ（モデル4080-S）点検整備一式
- (2) 取替部品（1台当り）

以下の部品について、摩耗の程度にかかわらず必ず取り替えること。

ア 5インチウルトラホイール	4個
イ ブレーキペダル	2個
ウ テンションスプリングロング	1個
エ プランガーピン（スプリング含む）	3組
オ スカッフストリップ（20mm厚）	2個
- (3) 点検整備要領等
 - ア 点検整備は、点検、部品交換の他、調整、締付け、清拭、注油を含むこと。
 - イ 使用部品については、全て純正品基準とし、使用前に当局担当者の承諾を得ること。
 - ウ 点検整備作業に必要な機器器具は、十分点検を実施し、法令の定めのあるものについては、これに適合したもので、取扱者は点検整備作業に習熟した者でなければならない。
 - エ 点検整備中は、代替器を用意し当局の救急業務に支障を来さないこと。また、代替器については、事前に当局と協議すること。
 - オ 点検整備中に有償の整備等が発生した場合は、速やかに当局の担当者に連絡し、対応を協議すること。

4 検収

- (1) 点検整備が完了したときには、速やかに点検結果表を提出し、当局の検査を受けること。
- (2) 検査不合格の場合は、当局の指示する期間内に所要の手直し又は再整備を行い、再度検査を受けること。

5 点検整備台数

14台

6 履行場所

別添「令和8年度点検整備ストレッチャー配置場所」のとおり

7 期日

令和9年3月31日（水）

8 その他

請求書は整備台数ごとの単価及び数量を明記すること。

別添

令和8年度 点検整備ストレッチャー配置場所

該当隊等	署所名	住所	電話番号
上京	上京消防署	京都市上京区釜座通下立売下る東裏辻町398	075-431-1371
北野日勤機動	北野消防出張所	京都市上京区今小路通御前西入紙屋川町870	075-465-0119
岩倉	岩倉消防出張所	京都市左京区岩倉幡枝町1204	075-701-3000
花背消防隊	花背消防出張所	京都市左京区花脊八桝町1-1	075-746-0062
中京	中京消防署	京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	075-841-6333
中京日勤	京都市立病院消防出張所	京都市中京区壬生東高田町1-2	075-311-0119
西勧修寺	西勧修寺消防出張所	京都市伏見区深草神明講谷町2-1	075-641-0119
右京	右京消防署	京都市右京区太秦蜂岡町36	075-871-0119
京北	京北消防出張所	京都市右京区京北下中町勝山田8	075-854-0119
京北消防隊	京北消防出張所	京都市右京区京北下中町勝山田8	075-854-0119
梅津	梅津消防出張所	京都市右京区梅津高畝町46	075-861-0900
西京	西京消防署	京都市西京区樫原佃19	075-392-6071
向島	向島消防出張所	京都市伏見区向島四ツ谷池7-10	075-622-3754
醍醐	醍醐消防分署	京都市伏見区醍醐大溝町28	075-571-0474